通暁と遵守を促進する。

- 9.法律、行動指針又は企業の方針に違反する慣行について、経営陣又は適当な場合には所管官庁に善意の通報を行った従業員に対して、差別的又は懲戒的な行動をとることは慎む。
- 10.実行可能な場合には、納入業者及び下請業者を含む取引先に対し、多国籍企業行動指針と適合する企業行動の原則を適用するよう奨励する。
- 11.現地の政治活動においては、いかなるものであれ不適当な関与を差し控える。

## Ⅲ. 情報開示

- 1.企業は、その活動、組織、財務状況及び業績について、時宜を得た、定期的な、信頼性のある妥当な情報の開示を確保すべきである。この情報は、企業全体について、及び然るべき場合には事業系統毎又は地域毎に開示されるべきである。企業の情報開示に関する方針は、費用、事業上の秘密及びその他の競争上の関心事項を然るべく考慮しつつ、企業の性質、規模及び所在地に適合するよう策定されるべきである。
- 2.企業は、情報開示、会計及び監査に質の高い基準を適用すべきである。 また企業は環境及び社会的な報告を含めた非財務情報についても、然る べき場合には質の高い基準を適用することを奨励される。財務及び非財 務情報の編集及び公表の基準又は方針は報告されるべきである。
- 3.企業は、その名称と所在地及び組織、親会社並びにその主要系列会社の名称と所在地及び電話番号と、これら関連会社間の株式持ち合いを含めた(直接及び間接の)各社間の株式保有比率を示す基礎的情報を開示すべきである。
- 4.企業は、また、以下の事項に関する重要な情報を開示するべきである。
  - a) 会社の財務及び事業結果
  - b) 会社目標
  - c) 主要株主と議決権
  - d) 経営陣及び主要役員とその報酬
  - e) 予見可能な重要なリスク要因
  - f) 従業員その他当該企業の参画者に関する重要な問題
  - g) 企業統治の構造と政策
- 5.企業は、以下が含められる追加的情報を公表することを奨励される。
  - a) 社会・倫理・環境面での企業政策及び企業が採用するその他の行動規範 に関する情報を含む、事業行動の理念又は規則に関する一般向け声明。 これらに加えて、これら声明の採択日付、これら声明を採用する国及び 構成体、企業のこれら声明に関連しての成果もまた公表され得る。